お知らせのタイトル	**当協議会に寄せられた多面的機能支払交付金に係る主な問合せについて**
概要	当協議会では、多面的機能支払交付金に係る市町村等関係機関及び活動組織等からの問い合わせに対応しているところです。令和8年2月から令和8年10月までの問い合わせの主なものについて下記のとおりとりまとめましたので、今後の適切な執行の参考として下さい。

項目	問合せ内容	対 応
制度 共通	個人のパソコンを借上げ（リース）している例はあるか。	あります。 多面の事務で使う時間分を、リース料として組織が決めた単価で支払います。利用回数や期間、価格を踏まえ、近隣のリース料金と比較して判断します。但し、本交付金の目的以外の用途に使用した場合は返還対象となるので、適切な管理が必要となります。 〇多面的機能支払交付金の活動の手引きⅣ活動の実施、記録P55～P56 3.金銭出納簿　支出費目について　参照
制度 共通	デジタルカメラを購入したい。	多面の交付金により購入することは可能ですが、処分制限期間内は、本交付金の目的以外で使用することはできません。なお、保管については財産管理台帳または物品管理台帳に記載し適切に管理しましょう。 〇活動の手引きP63～P66　4.財産管理台帳　参照
制度 維持	砂利敷きをやってもよいか？	農地維持活動の「12.路面の維持」で実施可能です。 活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行うなど、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにします。 〇山形県要綱基本方針P5 「12.路面の維持」　参照
制度 共同	農用地の除れきをしたい。	資源向上活動（共同）の「30.農用地の軽微な補修等」で実施可能です。 生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行います。 〇山形県要綱基本方針P10 「30.農用地の軽微な補修等」②施設.農用地の除れき　参照
制度 共同	活動組織が「活動支援班」を作ると加算が受けられるか？	活動支援班とは、広域活動組織において、広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置されるものなので、活動組織が設置しても増進加算の対象にはなりません。 〇山形県要綱基本方針P19 「58-2広域組織における活動支援班による活動の実施」 〇活動の手引きP35　4.加算措置「組織の体制強化に対する支援（通称：活動支援班加算）　参照
制度 共同	農道の法面にステップ（小段）をつけたい。	法面が長く急など構造上危険なため、草刈り等管理の粗放化による病害虫の増加などを防止するために、法面への小段（犬走り）の設置ができます。共同の増進活動「農村環境保全活動の幅広い展開」の高度な保全活動に該当します。 〇山形県要綱基本方針P21「」（4）農村環境保全活動の幅広い展開「高度な保全活動」3）地域環境の保全ウ持続的な畦畔管理 〇解説P285～P287高度な保全活動（法面への小段（犬走り）の設置 参照
制度 長寿命化	水路の蓋掛けは長寿命化の活動か？	はい、そうです。 水路への蓋の設置は、施設の長寿命化のための活動で設置することができます。62水路の更新等、②付帯施設の「蓋の設置」に該当します。 水路に蓋がないために転落したり、落葉や土砂の堆積で管理が困難な場合や破損等の影響が出る場合、新たな蓋を設置することで対策を行います。 〇山形県要綱基本方針P24　62水路の更新等②付帯施設　参照
制度 長寿命化	ポンプの補修または更新してもよいか	はい、可能です。 施設の長寿命化のための活動で、補修または更新することができます。61水路の補修② 付帯施設の「ゲートポンプの補修」または62水路の更新等② 付帯施設の「ゲートポンプの更新」で実施可能です。 破損や老朽化した箇所の補修や更新等の対策を行うことができます。 （ポンプには、小屋等の保護施設や貯水槽等の付帯施設を含みます） 〇山形県要綱基本方針P23～P24　61水路の補修、62水路の更新等②付帯施設　ゲートポンプの補修・更新等　参照